

「経営改善計画策定支援事業」及び「早期経営改善計画策定支援事業」
に係る運用の改訂について

I. スケジュール

- ① 平成 30 年 11 月 16 日：中小企業庁ホームページにて改訂内容を公開。
- ② 平成 31 年 1 月 1 日から適用

II. 主な改訂内容

1.405 事業・プレ 405 事業共通事項

(1) 申請者（事業者）の自己負担額支払い方法について（30 年 8 月 1 日改訂に係る対応）

- ① 支払い方法は「振込」のみとし、「口座振替」等他の支払い方法は使えません。
※振込手数料を控除した金額での振込は認められません。本事業に係る事業者負担金額の振込が必要です。
- ② 本事業以外の業務に係る費用との合算での支払いは認められません。
- ③ 計画策定費用とモニタリング費用を合算した一括での前払いはできませんが、各々の費用ごとの前払い及び分割での支払いは可能とします。
- ④ 振込金額が源泉所得税控除後の金額となる場合は、振込受付証、払込取扱票等の写しに加え、源泉所得税額と控除前の総額がわかる請求書等の写しを添付ください。

(2) その他関係規定等の改訂

- ① 申請者（事業者）本人以外が申請書を提出する場合、申請者に対しセンターから電話等により本事業の利用及び費用負担について意思確認を行い、必要に応じ面談を行う旨明記します。
- ② 個人事業主の利用申請時添付書類は、開業届又は直近の確定申告書の写しを提出いただく旨明記します。
- ③ 中小企業再生支援協議会との情報共有を可能とする条項を利用・支払い申請書に追加します。

2. 405 事業（経営改善計画策定支援事業）に係る事項

(1) 複数回利用の取り扱い

405 事業の複数回利用は認めないこととします。

(2) 利用申請の有効期限

405 事業の利用申請有効期限は、センターの発行する「利用申請受理通知書」の日付から 2 年目の応答日の前日 とします。ただし、特段の理由があると認められる場合は、所定の手続きにより延長を可能とします。

3. プレ 405 事業（早期経営改善支援計画策定支援事業）に係る事項

(1) 計画とモニタリングの費用負担割合

原則、計画策定支援に係る支払い申請額とモニタリングに係る支払い申請額の 比率を概ね 3：1 とします。

(2) 創業後間もない事業者の取り扱い

- ① 一事業年度で 12 か月の決算を経ていない事業者は対象外とします。
- ② 法人成りした事業者は、個人事業として暦年で 12 か月の実績があれば対象としますが、確定申告書等による実績の確認が必要です。

(3) 再生支援協議会及び 405 事業を利用したことのある事業者

再生支援協議会事業又は 405 事業を利用した事業者は対象外とします。

(4) モニタリング実施に係る起算日

モニタリングを実施する「計画策定後 1 年を経過した最初の決算時」の起算日を金融機関の「受取書」の日付とします。

※ 本件の詳細及び利用申請書等の改訂書式については、通知文書記載の URL もしくは下記ホームページをご参照ください。

① 改定後の新書式

沖縄県経営改善支援センター：トップページ

↓ <クリック>

「経営改善計画申請等書式（405 事業）」

又は「早期経営改善計画申請等書式（プレ 405 事業）」

② 中小企業庁公表

沖縄県経営改善支援センター：トップページ

↓<クリック>

「資料等 中小企業庁 HP」

以 上